皇子山総合運動公園野球場のネーミングライツパートナー募集に係る質問に対する回答

令和８年１１月

法人各位

大津市長

標記調査に係る質問書の提出がございましたので、下記のとおり回答します。

No	質問	回答
1	愛称表示の範囲は、敷地や周辺道路標識に限られるものでしょうか。	ネーミングライツパートナーにおける愛称の表示範囲は、施設敷地内や周辺道路標識に限られるものではございません。 ただし、施設敷地内、施設敷地外、いずれの場合も屋外での愛称の表示については、大津市屋外広告物条例に係る申請等が必要となります。このため、デザイン案の作成及び設置箇所を検討された段階で、市及び関係機関と協議の上、設置の可否を決定することとなります。
2	弊社の広報活動の中での愛称表示については、認められるのでしょうか。 （例） 弊社のホームページ、その他広報資料への掲載 工事現場における外部足場に面するシートへの表示など	貴社のホームページ、広報資料、工事現場の外部足場シートなどでのネーミングライツ愛称の表示につきましては、ネーミングライツの本来の目的である施設の認知向上に資するものと考えられるため、原則的に認められるものと存じます。 ただし、工事現場の外部足場に面するシートへの愛称の表示については、大津市屋外広告物条例に係る申請等が必要となります。このため、デザイン案を作成された段階で、市及び関係機関と協議の上、設置の可否を決定することとなります。